

公 示 公 告

令和 2 年 1 1 月 2 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名 フィルムカートリッジ等の購入
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：フィルムカートリッジ等の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年11月2日に公示公告したフィルムカートリッジ等（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 フィルムカートリッジ等の購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年11月16日（月）午後5時（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税（10%で計算すること）の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：小川）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和2年11月9日（月）午後4時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

1 品目及び数量

- (1) フィルムカートリッジ 20箱
- (2) 結束テープ 1箱

2 引渡場所

最高裁判所 東京都千代田区隼町4-2

3 引渡期限

令和2年12月25日(金)

4 規格等

(1) フィルムカートリッジ

ア 規格

ナカバヤシ株式会社 ISO-F C

イ サイズ

長さ30m 0.04mm厚

ウ 入り数

1箱5本入り

エ その他

ナカバヤシ株式会社製NSC-7510-4に対応していること。

(2) 結束テープ

ア 規格

ナカバヤシ株式会社 ISO-B T

イ 入り数

1箱10巻入り

ウ その他

ナカバヤシ株式会社製NSC-7510-4に対応していること。

5 その他

- (1) 金額は、引渡しまでに要する一切の費用とする。
- (2) 引渡日時については、引渡期限内で双方協議の上、決定する。
- (3) その他詳細については、最高裁判所の係官の指示に従うか、若しくは打ち合わせを行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び受注者が協議して定めるものとする。